

利用料金表

ユニット型特別養護老人ホーム ステイン八女の里

事業者番号 4072301304

令和06年06月01日より

●ユニット型特養

個室(1人部屋)

第1段階

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練 I	個別機能 訓練 II (月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジ メント II (月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算 II (月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II											
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	27,801	300	820	62,521
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	30,275	300	820	64,995
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	32,925	300	820	67,645
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	35,435	300	820	70,155
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	37,873	300	820	72,593

第2段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練 I	個別機能 訓練 II (月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジ メント II (月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算 II (月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II											
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	27,801	390	820	65,311
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	30,275	390	820	67,785
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	32,925	390	820	70,435
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	35,435	390	820	72,945
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	37,873	390	820	75,383

第3段階①

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練 I	個別機能 訓練 II (月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジ メント II (月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算 II (月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II											
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	27,801	650	1,310	88,561
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	30,275	650	1,310	91,035
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	32,925	650	1,310	93,685
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	35,435	650	1,310	96,195
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	37,873	650	1,310	98,633

第3段階②

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練 I	個別機能 訓練 II (月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジ メント II (月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算 II (月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II											
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	27,801	1,360	1,310	110,571
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	30,275	1,360	1,310	113,045
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	32,925	1,360	1,310	115,695
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	35,435	1,360	1,310	118,205
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	37,873	1,360	1,310	120,643

※小計(31日分)にはサービス利用料(食費・居住費は含まない)に対して介護職員等処遇改善加算 I としての14.0%の料金加算分が含まれております。

※令和6年8月より、居住費が60円増になります。

利用料金表

●ユニット型特養

第4段階 介護負担割合1割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	個別機能 訓練Ⅱ(月額)	ADL維持等 加算(月額)	褥瘡マネジ メントⅡ(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II											
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	27,801	1,445	2,006	134,782
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	30,275	1,445	2,006	137,256
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	32,925	1,445	2,006	139,906
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	35,435	1,445	2,006	142,416
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	30	13	280	50	37,873	1,445	2,006	144,854

第4段階 介護負担割合2割

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	個別機能 訓練Ⅱ(月額)	ADL維持 等加算	褥瘡マネジ メントⅡ(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II											
要介護1	1340	92	12	26	54	24	40	60	26	560	100	55,602	1,445	2,006	162,583
要介護2	1480	92	12	26	54	24	40	60	26	560	100	60,550	1,445	2,006	167,531
要介護3	1630	92	12	26	54	24	40	60	26	560	100	65,851	1,445	2,006	172,832
要介護4	1772	92	12	26	54	24	40	60	26	560	100	70,869	1,445	2,006	177,850
要介護5	1910	92	12	26	54	24	40	60	26	560	100	75,746	1,445	2,006	182,727

第4段階 介護負担割合3割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	個別機能 訓練Ⅱ(月額)	ADL維持 等加算	褥瘡マネジ メントⅡ(月額)	自立支援促進 加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II											
要介護1	2010	138	18	39	81	36	60	90	39	840	150	83,404	1,445	2,006	190,385
要介護2	2220	138	18	39	81	36	60	90	39	840	150	90,825	1,445	2,006	197,806
要介護3	2445	138	18	39	81	36	60	90	39	840	150	98,776	1,445	2,006	205,757
要介護4	2658	138	18	39	81	36	60	90	39	840	150	106,304	1,445	2,006	213,285
要介護5	2865	138	18	39	81	36	60	90	39	840	150	113,619	1,445	2,006	220,600

利用者負担限度階	本人の所得内容 負担限度額の認定を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。
第1段階	生活保護受給者・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が 80万円以下 預貯金等が単身の場合は 650万円以下 、配偶者(夫または妻)がいる場合は 1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が 80万円超120万円以下 預貯金等が単身の場合は 550万円以下 、配偶者(夫または妻)がいる場合は 1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が 120万円超 預貯金等が単身の場合は 500万円以下 、配偶者(夫または妻)がいる場合は 1,500万円以下
第4段階	同じ世帯内に住民税課税者がいる、又は本人が住民税課税の方